

埼玉県庁

任期付職員
(技術系職種)

育児休業等代替職員



登録試験(作文)随時実施中!

技術系職種の登録区分

- 福祉
- 心理
- 設備
- 総合土木
- 建築
- 化学
- 農業
- 林業

※ 免許資格は不要です。作文試験に合格された方が登録者名簿に掲載されます。

お問合せ

埼玉県 総務部 人事課
☎ 048-830-2418
✉ a2425-03@pref.saitama.lg.jp

埼玉県 育児代替

検索



埼玉県マスコット
コバトン&さいたまっち

1 育児休業等代替職員・任期付短時間勤務職員について

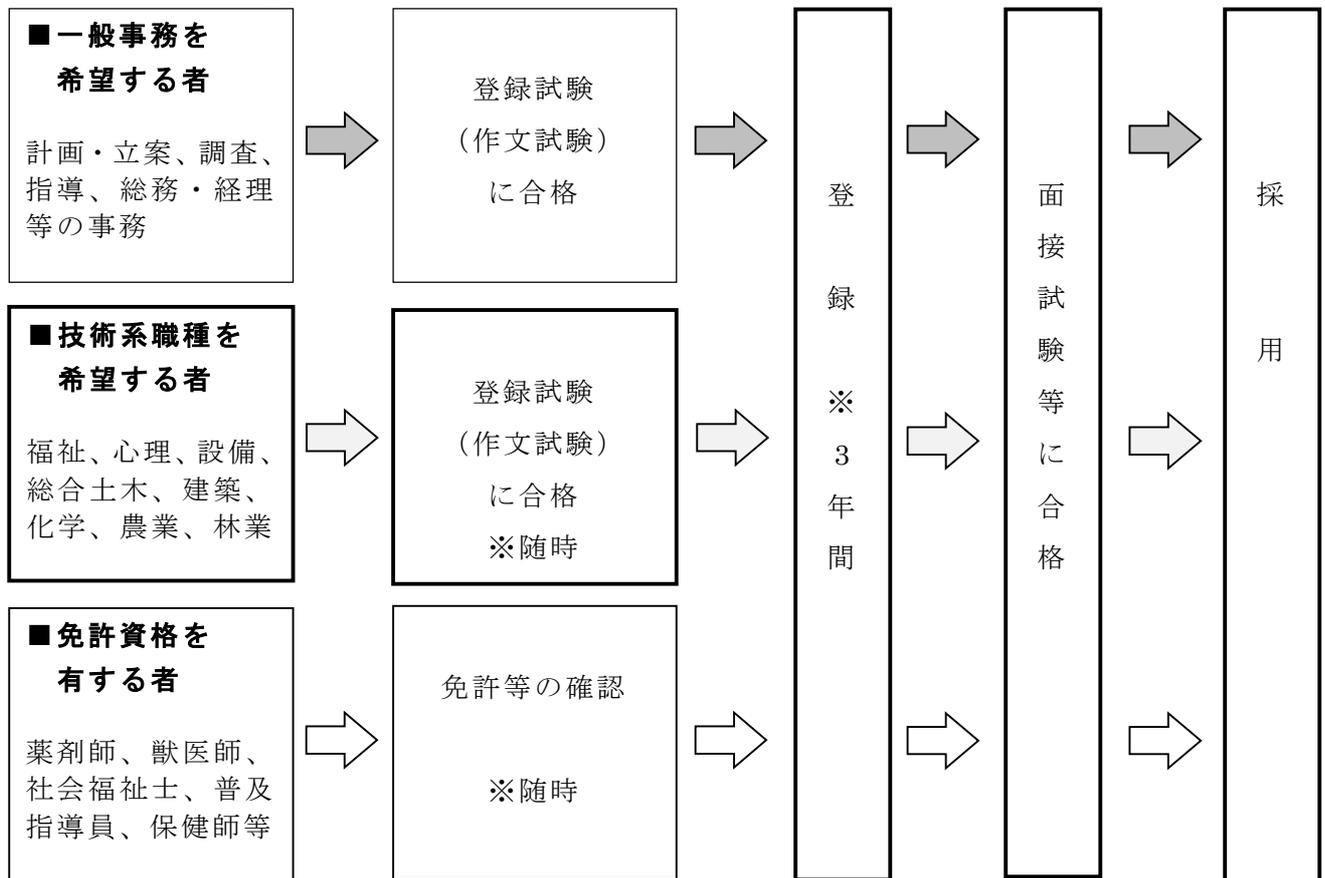
育児休業等を取得する職員の代替として任期を定めて勤務していただく職員を「**育児休業等代替職員（登録区分A）**」、育児短時間勤務を行う職員の代替として任期を定めて勤務していただく職員を「**任期付短時間勤務職員（登録区分B）**」といいます。

どちらの職員についても、試験等を経て採用候補者として名簿に登録されたのち、育児休業等又は育児短時間勤務を行う職員がいた場合に、希望勤務地等を考慮の上、面接試験等を実施し、合格者を採用します。

そのため、**登録されても、育児休業等又は育児短時間勤務を行う職員の状況により、採用されない場合がありますので、あらかじめ御了承ください。**

名簿に登録されるためには、技術系職種で登録を希望する者については登録試験（作文）を受験し、合格する必要があります。なお、**技術系職種の登録試験については随時実施しています。**

【採用までの流れ】



※「育児休業等」とは、育児休業や配偶者同行休業といった、法律及び条例に基づき任期付の代替職員を採用することができる制度を指します。

※採用された方は名簿登録有効期間を限度として任用されます。職員の育児休業等、育児短時間勤務の期間によりますが、**1回の任期は育児休業等代替職員で3年未満、任期付短時間勤務職員で最長1年（職員の育児短時間勤務の状況に応じて更新の場合あり）**となります。

※一度登録された方は、登録の抹消を希望しない限り3年間登録は継続されますので、1回の任期が終了しても、名簿登録有効期間内に別の育児休業等を取得する職員等がいた場合に、再び

勤務することができます。

※登録試験に合格された方は、希望により「育児休業等代替職員（登録区分A）」か「任期付短時間勤務職員（登録区分B）」または両方に登録できます。

※ 技術系職種として登録された方は、面接試験等の際に職務経歴書による職歴の確認や専門的な知識及び能力の確認を行います。

2 登録区分・登録予定人員・主な職務内容及び登録要件

登録区分	主な職務内容等	登録要件
福祉	児童相談所における児童虐待ケースワーク、児童の生活指導等の業務、福祉事務所における生活保護ケースワーク等の業務	〔年齢〕 平成19年4月1日以前生まれの人 (令和7年4月1日現在18歳以上) 〔資格〕登録試験に合格した人 〔国籍〕日本国籍
心理	心理判定、心理療法等の業務、知的障害に関する障害者手帳の判定等の業務	
設備	県有施設の電気設備・機械設備等に関する設計・積算、発注・契約、施工監理、保全・管理・運用、産業に関する試験・研究、浄水場の運転管理等の業務	
総合土木	道路・河川・都市計画・上下水道・農地・農業水利施設等に関する企画・設計・施工監理等の業務	
建築	建築指導、県有施設の設計・施工監理、都市計画に関する企画等の業務	
化学	大気・水質等の保全、公害発生原因に関する規制・指導、産業に関する試験・研究、上下水の水質管理等の業務	
農業	農業・農村振興施策の企画・立案、農業経営の指導援助、農業生産技術の普及指導、農業に関する試験・研究等の業務	
林業	森林の整備・保全、治山等に関する企画・設計・施工監理、林業技術の普及指導、林業に関する試験・研究等の業務	

※ 職務内容は上表で挙げたもの以外にも多数あります。採用に当たっては、学歴・職歴等の経歴や技術、知識等を考慮し、配属先の検討を行います。

※ 地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当する者は登録できません。

(以下はその内容です。)

- ・ 禁錮（令和 7 年 6 月 1 日以降は拘禁刑）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- ・ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ **令和 7 年度登録試験を受験した方はその後の令和 7 年度登録試験は受験できません。**

3 申込手続

(1) 申込方法

原則、**電子申請システム**によりお申込みください。以下の URL または QR コードから申込フォームにアクセスして、必要事項を入力してください。

【電子申請フォーム】 ※裏表紙に記載されているホームページからもアクセスできます。

https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=89363



ただし、電子申請による申込ができない場合に限り、郵送又は持参による申込を受け付けます。なお、郵送の場合は封筒の表に、「育児休業等代替職員登録試験申込書在中」と朱書きして、簡易書留で郵送してください。

【送付先】 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号
埼玉県 総務部人事課 人事管理担当

(2) 応募書類（県 HP からダウンロード）

ア 職務経歴書（県指定様式）・・・全員提出

今までご経験された職務について様式に沿って記載してください。

※郵送又は持参される場合は A 4 サイズで印刷してください。

イ 登録申込書・・・郵送又は持参による場合のみ

※A4サイズで印刷してください。

(3) 作文試験の実施

申込み確認後、電子申請システムによる申込みの場合は申込み時に記載されたメールアドレスに、郵送での申込みの場合は記載された住所に、作文試験問題及び回答用紙をお送りします。解答を作成し、期日までに返信してください。

(4) 合否の連絡

登録試験の合否は、申込み方法に関わらず、申込み時に記載された住所に郵送で通知します。

合格者には合わせて登録期間を通知いたします。

4 登録後採用されるまで

技術系職種を希望する者は登録試験合格後、育児休業等代替職員又は任期付短時間勤務職員採用候補者名簿に登録されます。登録者の中から、希望勤務地等を考慮の上、さらに面接試験等を実施し、合格者が採用されます。

面接試験等を実施する際には、現在の就業状況等を確認するために、電話又は電子メールで連絡を行います。なお、**職員の育児休業等の状況によっては採用されない場合もあります。**

この試験による登録期間は、登録開始日から**3年間**です（ただし、欠格条項に該当するなど、登録資格を満たさなくなった時点で登録は無効となります。）。

5 採用されてから

【登録区分A】育児休業等代替職員

育児休業等代替職員は、任期が定められていることを除き、給与、勤務時間、服務等について任期の定めのない職員と同様となります。

(1) 任期

職員の育児休業等の取得期間を任用の限度として任期を定めて採用します。任期は、概ね6月以上3年未満ですが、採用時に決定することとなります。

(2) 給与

(例)

	初任給月額
高校卒業後すぐに採用された方	約206,000円
大学卒業後すぐに採用された方	約234,000円

一定の経歴がある場合は、この金額に所定の額が加算されます。また、条例に基づき支給要件に該当する場合には通勤手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当その他諸手当が支給されます。

※ この初任給月額は、令和7年3月1日現在におけるものです。採用時までに給与改定があった場合はそれによります。

(3) 勤務時間・休暇

ア 勤務時間は、原則として、8時30分から17時15分までです。

イ 休暇は、任期に応じて最大年間20日の年次休暇、及び結婚・忌引・出産等の場合に与えられる特別休暇等があります。

(4) その他

育児休業等代替職員は、職員の育児休業等の状況によっては人事異動を行う場合があります。また、育児休業等代替職員への採用は、任期の定めのない埼玉県職員としての採用とは無関係であり、職員採用の際に優先されるものではありません。

【登録区分B】任期付短時間勤務職員

任期付短時間勤務職員は、育児短時間勤務を行う職員の状況によって、勤務条件が異なります。

(1) 任期

職員の育児短時間勤務を行う期間を任用の限度として任期を定めて採用します。任期は最長1年ですが、職員が育児短時間勤務を行う期間に応じて、更新されることもあります。

(2) 給与

任期付短時間勤務職員の給料月額は、過去の職務経験などから決定される給料月額(週38時間45分勤務)に、1週間に勤務する時間に応じた割合を乗じて算出します。

(例) 一般事務の場合

	週14時間10分勤務の場合	週19時間20分勤務の場合
高校卒業後すぐに採用された方	約75,000円	約103,000円
大学卒業後すぐに採用された方	約85,000円	約117,000円

一定の経歴がある場合は、この金額に所定の額が加算されます。また、条例に基づき支給要件に該当する人には通勤手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当その他諸手当が支給されます。

※ この初任給月額は、令和7年3月1日現在におけるものです。採用時までに給与改定があった場合はそれによります。

(3) 勤務時間・休暇

ア 勤務時間は、職員の育児短時間勤務状況に応じて、週 14 時間 10 分から週 19 時間 20 分の間となります。具体的な勤務曜日や勤務時間については、後日個別に決定します。

イ 年次休暇は、勤務形態や 1 週間当たりの勤務時間等に応じて与えられます。

(例) 週 19 時間 10 分勤務：1 日当たり 3 時間 50 分、週 5 日勤務（土日休み）の場合
年次休暇…1 年当たり 3 時間 50 分×20 日間付与（日数は採用日によって異なる）

(4) その他

任期付短時間勤務職員は、原則として任期中人事異動は行われませんが、職員の育児短時間勤務等の状況によっては人事異動を行う場合があります。

また、任期付短時間勤務職員への採用は、任期の定めのない埼玉県職員としての採用とは無関係であり、職員採用の際に優先されるものではありません。

6 申込時の注意

ア 氏名・住所・電話番号等の入力内容に誤りがないか必ず確認してください。

イ 申込の際には、最近 6 か月以内に撮影した上半身脱帽正面向きの写真を用意し、データを添付してください。

郵送による申込の場合は、必ず写真（タテ 4 cm×ヨコ 3 cm）の裏面に氏名を記入し貼ってください。

ウ 登録区分は、登録を希望する区分を入力（チェック）してください。

エ 「資格免許」欄は、主な資格・免許を記載してください。

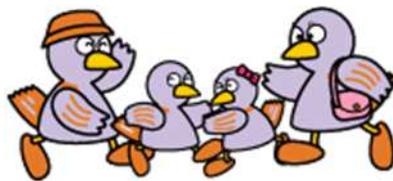
オ 「希望勤務地」欄は、勤務を希望する地区を入力（チェック）してください。（複数可）

カ 「希望勤務期間」欄は、勤務を希望する期間を入力（チェック）してください。（複数可）

キ〔任期付短時間勤務職員（登録区分B）を希望する方のみです〕

「勤務可能時間」欄は、勤務することが可能な曜日を入力（チェック）し、曜日の横の枠内に勤務することが可能な時間を 8:30 から 17:15 の間で記入してください。なお、この欄の記載は、登録者の配属を検討する際に参考とします。

ケ 「特記事項」欄は、車いすの使用等、試験について配慮を必要とする場合のみ記入してください。



埼玉県のマスコット コバトン

この登録についてのお問い合わせは…

◇電話によるお問い合わせ

【お問い合わせ先】

埼玉県 総務部人事課 人事管理担当

電話 048(830)2418

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

【お問い合わせ時間】

午前8時30分～午後5時15分 (土曜日・日曜日・祝日を除く)

◇インターネットによる登録情報の提供

埼玉県ホームページ <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0201/ikukyuudaitai/>